

令和4年度 第3回 職長、職長・安全衛生責任者能力向上教育のご案内

令和2年3月31日に厚生労働省より、製造業における職長能力向上教育(再教育)が通達として発出され、職長等(作業中の労働者を直接指導又は監督する者)に対し、新たにその職務に就くこととなった後概ね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育の実施が義務づけられています。つきましては、下記のとおり教育を開催いたしますので多数受講下さるようご案内いたします。尚、当協会が行う職長・安全衛生責任者は、製造業(据付けや保守、設備工事等の作業を含む)を対象に行うものです。

記

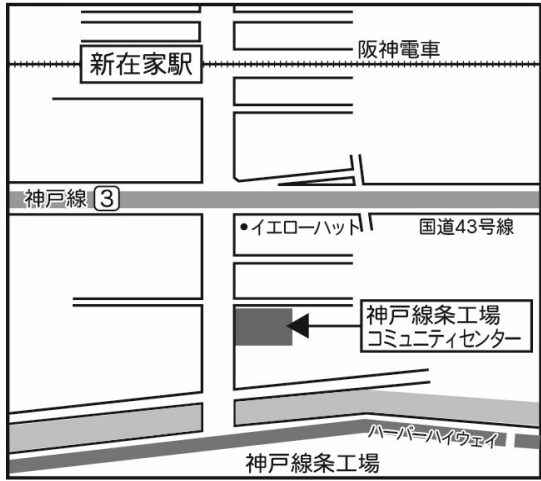
1. 日時

令和4年12月6日(火) 8時50分～17時00分

2. 場所

神戸線条工場コミュニティーセンター 神戸市灘区浜田町4-1

3. 講習カリキュラム

科目	範囲	規定時間	会場案内図
受付(8:30～8:50)			
オリエンテーション(8:50～9:00)			
職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (9:00～14:00) (休憩時間1時間含む)	1. 基本項目	2時間	
	①職長等の役割と職務		
	②製造業における労働災害の動向		
	③「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害防止活動		
	④危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置		
	⑤異常時における措置		
	⑥部下に対する指導力の向上(リーダーシップ等)		
⑦関係法令に係る改正の動向			
	2. 専門項目	2時間	
	・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み		
グループ演習 (14:10～16:20) (休憩時間10分含む)	3. グループ討議	2時間	
	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置		
安全衛生責任者 (16:30～17:00)	安全衛生責任者の役割と職務	0.5時間	

(※職長能力向上教育は6時間、職長・安全衛生責任者能力向上教育は6.5時間となります)

4. 受講区分、受講料【テキスト代(990円)・消費税込】及び受講資格

区分	職長・安全衛生責任者能力向上(6.5時間)	職長能力向上(6.0時間)	受講資格
会員	8,690円	8,140円	職長教育または職長・安全衛生責任者教育の修了者
非会員	10,890円	10,340円	

・受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)

振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

5. 定員

20名 受付終了日:令和4年11月28日(月) ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

- ・受講申し込みはホームページ(<https://kobehigashi.com>)にてお願いします。
- ・会員・非会員の区分は、受講資格欄に、会員は1を・非会員は2を選択して下さい。
- ・受講資格証(写し)の貼付は、受講申込画面の【修了証・免許証要件】を確認下さい(PDFは不可)。尚、顔写真は不要です。
注)ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

7. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、社員証等)、職長教育修了証若しくは職長・安全衛生責任者教育修了証、マスク、昼食、印鑑 等

8. その他

- ・納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- ・欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません。
- ・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ・ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎(兵庫 太郎)

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001